

議案第21号

米原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

米原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）の施行に伴い、災害援護資金に係る償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大等を行うため、この案を提出するものである。

米原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

米原市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年米原市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項を次のように改める。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金については、法第13条、第14条第1項および第16条ならびに令第8条、第9条および第12条の規定によるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(償還等) 第15条1・2 略 <u>3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還および違約金については、法第13条、第14条第1項および第16条ならびに令第8条、第9条および第12条の規定によるものとする。</u></p>	<p>(償還等) 第15条1・2 略 <u>3 償還免除、一時償還、違約金および償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害援護資金に係る償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大等を行うに当たり、引用する法律等の条項を整理する改正